

令和 8 年度豊川市施設園芸エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内における施設園芸農業の安定化を図るため、燃油価格の高騰により経営環境が悪化した施設園芸農業者に対し、市の予算の範囲内において交付する令和 8 年度豊川市施設園芸エネルギー価格高騰対策支援金（以下「市支援金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支援の対象)

第 2 条 市支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和 8 年度に愛知県が実施する愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金事業により支援金（以下「県支援金」という。）の交付を受けた者（愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金交付等要綱（令和 4 年 1 月 17 日）第 2 の 1 に掲げる者であって、令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月を対象期間として、同第 5 の規定により愛知県知事から額の確定及び県支援金の交付を受けた者をいう。）
- (2) 市内に住所（法人については、主たる事務所の所在地）を有する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）である団体でない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている団体又は暴力団員でない者
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体又は個人でない者
- (6) 市長が定める日において、市税等の滞納がない者
- (7) 他の市町村の制度により支援金、補助金等を受給していない者

(市支援金の額)

第 3 条 市支援金の額は、支援対象者が愛知県知事から交付を受けた県支援金額の 2 分の 1 以内の額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第 4 条 市支援金の交付の申請をしようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、市長が定める日までに、令和 8 年度豊川市施設園芸エネルギー価格

高騰対策支援金交付申請書兼請求書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請時点において第2条第1号から第5号まで及び第7号の規定にいずれかに該当しない者は、申請することができない。

- (1) 県支援金の交付を受けたことが分かる書類
- (2) 県支援金の額が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定及び額の確定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、市支援金の交付を決定するとともに、市支援金の額の確定を行うものとし、当該交付の決定をした日を当該市支援金の請求をした日とみなす。

2 前項の規定による交付の決定に係る通知及び市支援金の額の確定に係る通知は、申請者の指定した口座へ振り込む方法による市支援金の入金をもって代えるものとする。

（決定の取り消し）

第6条 市長は、前条第1項の規定による交付の決定を受けた申請者が、次のいずれかに該当した場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により市支援金の交付の決定及び額の確定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

（受給権の譲渡、担保の禁止）

第7条 市支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、市支援金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

- 2 この要綱は、令和8年12月28日限り、その効力を失う。ただし、第4条の規定により市長が定める日までに行われた同条第1項の規定による申請に係るこの要綱の適用については、同日後もなおその効力を有する。